

中原区役所サービス向上委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針に基づき、中原区役所サービス向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針案に関する事。
- (2) 区役所サービス向上基準に関する事。
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関する事。
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関する事。
- (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関する事。
- (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関する事。
- (7) その他、区役所サービスの向上に必要と認める事項

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 区民サービス部長は、委員長を務め、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 総務課長は、副委員長を務め、委員長を補佐する。

(推進リーダー会議)

第4条 委員会は、第2条に掲げる委員会の所掌事項に具体的に取り組むため、各課からの推進リーダー等による会議（以下、「推進リーダー会議等」という。）を設置する。

- 2 推進リーダー会議等は別表2に掲げる所属の長が推薦した職員をもって構成する。
- 3 区民課長は、必要に応じて推進リーダー会議等を招集し、その座長を務める。

(各課推進体制)

第5条 各課は、各課の状況に応じた推進体制を整備し、各課の推進リーダー等に協力し、窓口サービスの改善に取り組むものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課並びに区民課が連携して進める。

- 2 総務課は、予算の執行管理を担当する。
- 3 区民課は、委員会及び推進リーダー会議等の進行管理を担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

(中原区役所窓口サービス改善検討委員会設置要綱の廃止)

2 中原区役所窓口サービス改善検討委員会設置要綱（平成17年5月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

区民サービス部長	
	危機管理担当課長
まちづくり推進部	総務課長
	企画課長
	地域振興課長
	生涯学習支援課長
区民サービス部	区民課長
	小杉行政サービスコーナー担当課長
	保険年金課長
保健福祉センター	児童家庭課長
	高齢・障害課長
	保護課長
	衛生課長
	地域ケア推進担当課長
	地域支援担当課長
	保育所等・地域連携担当課長
	学校・地域連携担当課長
道路公園センター	管理課長
	整備課長

別表 2

区民サービス部長	
	危機管理担当
まちづくり推進部	総務課
	企画課
	地域振興課
	生涯学習支援課
区民サービス部	区民課
	保険年金課
保健福祉センター	児童家庭課
	高齢・障害課
	保護課
	衛生課
	地域ケア推進担当
	地域支援担当
	保育所等・地域連携担当
道路公園センター	管理課
	整備課